

粉じん計の較正のご案内

I 粉じん計の定期的な較正を行えば次の1～8に示したメリットがあります。

- 1 相対感度が安定し、測定の精度がよくなります。
- 2 粉じん計の汚れが原因による、バックグラウンド値の増加がなくなります。
- 3 電子回路の劣化等を早く見つけられます。
- 4 作業環境測定特例許可（粉じん障害防止規則第26条第3項）を受けた場合で、当該単位作業場所についての質量濃度変換係数を求めたとき又は厚生労働省労働基準局長がその数値を公表しているときは、粉じん計のみで測定できます。また、これにより第2種作業環境測定士だけで測定が可能です（この場合、粉じん計は1年以内ごとに1回、定期に較正を行う必要があります）。
- 5 当協会で較正を受けた粉じん計は、喫煙対策のために実施する粉じん濃度測定では、一部の粉じん計に関して、公表された質量濃度変換計数（ K 値）をそのまま使用できるので、併行測定が必要ありません。
- 6 当協会で較正を受けた粉じん計のうち、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）、「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成20年2月26日付け基発0226006号）及び「作業環境測定基準の一部を改正する告示等の施行等について」（平成23年3月29日付け基発第0329第28号）により、ずい道等建設工事における換気の実施等の効果を確認のための粉じん濃度測定において、公表されている質量濃度変換係数（ K 値）又は併行測定の実施若しくは過去に得られたデータの活用等により、当該粉じん計に対してあらかじめ定めた K 値をそのまま使用できます。
- 7 作業環境測定の結果報告書に粉じん計較正証番号を記載することにより、精度保証が可能となります。
- 8 当協会発行の粉じん計整備手帳により、粉じん計の整備状況が把握できます。

II 現在（公社）日本作業環境測定協会では較正を行っている粉じん計は次の機種があります。

(1)光散乱式……P-5L、P-5L2、P-5L3、P-5H、P-5H2、P-5H3、LD-1H、LD-1L、LD-1H2、LD-3K、LD-3K2、LD-3K2T、PDS-2、PCD-1、LD-2、LD-5D、LD-5、LD-5R、LD-6N、3423※、3442

※平成29年8月4日までが較正受付期限で、平成29年8月5日以降は、較正対象外となります。

(2)圧電天秤式……3521

ただし、P-5L、P-5L2、P-5L3、P-5H、P-5H2、P-5H3、PCD-1、LD-1L、LD-1H、LD-1H2、LD-3K、3423については、修理が必要となった場合は、修理不能とさせていただきますのでご注意ください（3411、51-1111、3511、3451は、較正対象外機種とします）。

Ⅲ 料 金【改正消費税率 8%適用】

・較正料（基準整備費を含む）	1台につき	32,400円（消費税込）
・粉じん計発送手数料	1台につき	1,080円（消費税込）
・諸経費（梱包代等）	1台につき	2,160円（消費税込）
	合計	<u>35,640円（消費税込）</u> になります。

ただし、直接窓口に引き取りに来た場合は諸経費（梱包代等）として

	1台につき	2,160円（消費税込）
	合計	<u>34,560円（消費税込）</u> になります。

※当協会の法人会員は、1台につき、34,668円（消費税込）【通常金額 35,640円】に割引いたします。

個人会員は適用外となります。

・トレーサビリティ証明書 1台、1通につき	<u>16,200円（消費税込）</u>
・較正証再発行手数料（紛失の場合のみ）	
1台、1通につき	<u>2,160円（消費税込）</u>
・粉じん計整備手帳ファイル再発行手数料（紛失の場合のみ）	
1台、1通につき	<u>2,160円（消費税込）</u>

Ⅳ 申込方法

粉じん計とともに下記の書類を、当協会発行の粉じん計整備手帳ファイルに入れて、（公社）日本作業環境測定協会 精度管理センターへ送付して下さい（直接持参も可）。

〈必要書類〉

粉じん計整備手帳ファイル（下記の3点が入ったもの）

- ①粉じん計較正申込書に必要事項を記入したもの
- ②粉じん計較正証（新規に申込をする場合は除く）
- ③粉じん計整備手帳（新規に申込をする場合は除く）

（内容：型式・製造番号・所有者名が記載された表紙、粉じん計動作確認手順、整備記録簿 10枚）

※平成 13 年 4 月以前に較正を実施した粉じん計については、①、②を送付して下さい。

また、申込は、所有者に限らず、製造メーカー、販売業者等からの申込も受け付けます。

なお、粉じん計申込の際に要する運送費は、申請者の負担とさせていただきます。着払い等で送付した場合は、「Ⅲ 料金」以外に運搬費を請求させていただきます。

Ⅴ 料金支払い方法

較正終了後、粉じん計とともに請求書を同封しますので、翌月末日までに下記の銀行口座に振込んで下さい。なお、振込みに係る手数料は、申請者の負担とさせていただきます。請求額に対して、振込手数料を差し引いて振込まれた場合は、別途、差額を請求させていただきます。

振込先 三井住友銀行 東京公務部（店番号 096）

口座番号 普通 No.899725

口座名義人 （公社）日本作業環境測定協会 精度管理センター

フリガナ シヤニホンサキョウカンキョウソクテイキョウカイセイトカンリセンター

VI 修理について

較正の過程で粉じん計を修理しなければならないことが判明した場合には、申請者に修理箇所及び修理見積金額をご連絡いたします。申請者が修理に同意された後、修理をさせていただきます。なお、**修理不能機種で修理が必要となった場合や修理を行わず較正を断念した場合には、それまでにかかった費用を請求いたします。**修理代金については、別途申請者あてに請求書を発行いたしますので、前記Vの方法でお振込み下さい。

VII 異常申立てについて

粉じん計到着後、直ちに動作確認を実施し、異常の有無を必ず確認して下さい。

較正後の異常申立ては、原則として粉じん計発送日から**2週間以内**に限り受け付けます。ただし、当該異常が申請者の責による場合については、修理代を別途請求させていただきます。

※異常申立て期間中の宅配便料金は、宅配便料金は精度管理センターにて負担いたしますので、「着払い」にて返却して下さい。ただし、異常が認められなかった場合は、別途請求いたします。

VIII 粉じん計送付・返却方法

1 送付方法

- ① 粉じん計から皮ケースを取り外し、粉じん計本体のみにして下さい。
 - ◎P-5型……粉じん計から電池、電池筒及び吸引ロアダプターを取り外して下さい（電池ボックスおよび吸引口は、はずさないで下さい）。
 - ◎LD-1型、LD-3K型（K2、K2Tを含む）、LD-5D型、LD-5型……粉じん計から電池および電池ケースを取り外し、感度合わせ用ノブを「SENSI.ADJ」に押し込んで下さい。
 - ◎LD-2型……**キャリブレーターHCR-2**を必ず送付して下さい。
 - ◎PDS-2型、LD-6N型……**標準散乱板**を必ず送付して下さい。
 - ◎3521……洗浄カセット、**φ4μmインパクトノズル**を装着して送付して下さい。
- ② 粉じん計所有者は、粉じん計整備手帳の発送時確認チェック表欄で粉じん計発送時の状態を確認、記入の後、ファイルに入れて送付してください。当該粉じん計をずい道等又はダイオキシン類、石綿、除染作業等の測定で使用した場合は、「申請書の使用目的の欄」に丸を記入して下さい。
- ③ 粉じん計の輸送の際の事故やトラブルを未然に防ぐため、次回に粉じん計を発送される際には、粉じん計の本体をエアパッキン等で保護し、今回精度管理センターがお送りした専用の段ボール箱に入れ送付して下さい。
- ④ ③の専用の段ボール箱に入れて宅配便等で送付する場合であっても、保険をかけることをお勧めします。また、新規に粉じん計の較正のお申込みの場合には、箱に精密機器表示をするとともに、保険をかけることをお勧めします。
- ⑤ 容器に粉じん計を入れてのお申込の場合、一つの容器に複数台の粉じん計を入れての送付はお控え下さい。

2 返却方法

当センターで粉じん計を梱包し、申請者あてに「**発払い**」にて送付します。ただし、「着払い」の連絡があった場合は、諸経費のみ2,160円（消費税込）を請求いたします。

IX データの保存について

データロガー機能（データ記憶装置）搭載の粉じん計 LD-1H2、LD-3K、LD-2、PDS-2、LD-5、LD-5D、LD-5R、LD-6N 及び 3442 については、申請者があらかじめデータを保存して、送付して下さい。
万が一、較正中に蓄積されたデータが消失した場合、直接・間接の損害については、当協会は一切その責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

X その他

- 1 較正に要する日数は、当センター受付後から正味 14 日程度です（郵送にかかる日数、休祝日は含まれません。また、修理を要する場合は、さらに日数がかかります。）。
- 2 所定の試験に合格し較正を終了した粉じん計については、較正証及び整備手帳を発行するとともに、粉じん計本体にバックグラウンド値及び感度計数値等を記載したラベルを貼付します。
- 3 較正実施後、メーカー等で較正試験項目に係る修理を行い、バックグラウンド値及び感度計数値が変更された時は、再度較正が必要となります。
- 4 較正証を紛失又は破損した場合は、較正証再発行申請書（当センター所定用紙）により再発行を申請して下さい。

◎不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

厚生労働省登録較正機関
(登録番号 1) (公社)日本作業環境測定協会

(公社)日本作業環境測定協会 精度管理センター
〒130-0026 東京都墨田区両国 4 丁目 38 番地 3 号 第 8 高島ビル 4 階
TEL 03-5625-4280 FAX 03-5625-4281

粉じん計較正申請書の記入方法

- ・粉じん計申請書の区分「会員、非会員、ディーラー」の欄を○印で記入して下さい。
(会員、非会員の区別は日測協の会員か非会員、ディーラーは販売業者)
- ・「①名称」欄は、略称ではなく正式の名称を正確に記入して下さい。
- ・「③担当者」欄は、連絡を差し上げる場合がありますので、担当部署、氏名を正確に記入して下さい。
- ・「所有者」の欄は、申請者と所有者が同一の場合は、再度記入する必要はありませんが、「⑫機関登録番号」、「⑬会員番号」の欄は記入して下さい。
※会員番号の記入がない場合は、非会員扱いとして、費用を請求させて頂くこともありますので、ご注意ください。
- ・粉じん計の型式、製造番号、較正証番号は、正確に記入して下さい。
- ・過去に当協会で較正を受けていない新規申込みの粉じん計の場合は、「較正証番号」欄に記入する必要はありませんが、感度計数値及びバックグラウンド値等が明記されている検査表等の書類を必ず添付して下さい。
- ・ずい道等建設工事現場の測定及びダイオキシン類の測定、石綿の測定、除染作業等で使用した粉じん計は、使用目的の欄に○印を記入して下さい。
- ・較正作業を進める中で修理が発生する場合がありますので、修理欄、修理見積書欄に○印を記入して下さい。修理発生の際には、修理箇所と修理金額をお知らせいたします。
- ・トレーサビリティ証明書を希望する粉じん計は、トレーサビリティ証明書の欄の「要」に○印を記入して下さい（トレーサビリティ証明書については、別料金となります）。
- ・申請台数、申請者名を必ず記入し押印して下さい。**捺印が無い場合は、保留扱いとなりますので、ご注意ください。**
- ・2枚複写になっておりますので、(正)の方を送付ください。(副)の方は、申請者の方が、保存して下さい。(当協会 WEB サイトから pdf を印刷して用いた場合は、原紙の複写は申込者をお願いしております。)

以上